

國の将来を察した人びとの、悲痛な叫びが聞こえるようだ。

当時、上海が国際的な麻薬密輸ルートの主要な拠点として使われていたことは述べた。一九二四年、上海は拒毒周を開始した。それは国際連盟のもとに、歴史上初めて法的拘束力を持つ規定を備えた、一九二五年国際阿片条約が採択される前年のことであった。

国家拒毒周の活動は、何年にもわたって続いた。一九三〇年には（満州事変の始まる前年である）、第七回目のイベントが一〇月の第一週に行なわれた。それぞれの日に、特別なテーマがあつた。

上海での開会式は、中華國民拒毒會会長が議長を務めた。実にさまざまな機関が参加した。上海地方政府、保健局、安局、労働局、社会局、上海特別地方裁判所、そのほか四〇以上の機関が含まれた。

その週の末、中華國民拒毒會は前記のコメントを出した。そこにある「据えられた方針」とは、拒毒周の間、日替わりの特別テーマとそれに対処するためのさまざまの提案を指していた。

その啓発活動について詳しく検討してみると意味がある。この分野での先駆けであり、今日においても我々が取り組まねばならない事柄だからだ。

第一回目は「拒毒告辱日」（阿片撲滅告辱の日）と名付けられた。文献に残る英文では、不名誉からの離脱という意味の表

現の将来を察した人びとの、悲痛な叫びが聞こえるようだ。

当時、上海が国際的な麻薬密輸ルートの主要な拠点として使われていたことは述べた。一九二四年、上海は拒毒周を開始した。それは国際連盟のもとに、歴史上初めて法的拘束力を持つ規定を備えた、一九二五年国際阿片条約が採択される前年のことであった。

国家拒毒周の活動は、何年にもわたって続いた。一九三〇年には（満州事変の始まる前年である）、第七回目のイベントが一〇月の第一週に行なわれた。それぞれの日に、特別なテーマがあつた。

上海での開会式は、中華國民拒毒會会長が議長を務めた。実にさまざまな機関が参加した。上海地方政府、保健局、公安局、労働局、社会局、上海特別地方裁判所、そのほか四〇以上の機関が含まれた。

その週の末、中華國民拒毒會は前記のコメントを出した。そこにある「据えられた方針」とは、拒毒周の間、日替わりの特別テーマとそれに対処するためのさまざまの提案を指していた。

その啓発活動について詳しく検討してみると意味がある。この分野での先駆けであり、今日においても我々が取り組まねばならない事柄だからだ。

第一回目は「拒毒告辱日」（阿片撲滅告辱の日）と名付けられた。文献に残る英文では、不名誉からの離脱という意味の表

男性も女性も子供も参加する歌声集会を開く。阿片中毒者の家庭事情を調査するために、女子生徒を派遣する。女



連載

第6回 最終回

プロテスタント宣教師による阿片煙管の焼却。上海
(「全球禁煙の开端 - 1909年上海万国禁煙会」より)

藤野 彰

別願同名の藤井は、現在、「公財」麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事など。

世界 SEKAI 2019.7

前回、時を超えた国際麻薬規制のさまざまな側面のスケッチを始めた。この最終回、また違う角度から、薬物乱用防止に深くかかわる物語を掘り起こしつつ、今日の課題を考えみたい。

この時代の中国で、人びとは手探りで乱用防止のための手段をも模索していた。

その頃、運動の中心にいた「中華國民拒毒會」はこう述べている。

まず上海が阿片禁止の運動を始めた。今では中国全土で取り上げられるようになつた。これまでのところ、めぼしい成果は上がっていないが、落胆せず、最終的な成功を目指して励むべきである。

我々の努力はこの一週間に限られているわけではない。この国を救う運動は、「拒毒（阿片禁止）周（週間）」で据えられた方針に沿つて、絶え間なく続けていかなければならぬ。

当委員会は過去には司法の腐敗があつたことにより、富裕層や影響力のある人々が法を犯しつゝも、罰せられることがなかつた事実に対しても注意を喚起した。

この時代、司法の分野においてさえ、腐敗が進んでいたことが一般に知られていたようだ。

異なる国籍の麻薬密輸業者らが複数の国々を複雑に経由して、極東に麻薬を多量に持ち込んでいた。世界のほかの国々でも事情は似通っていたことは、想像に難くない。

第三回目は「拒毒衛生日」（阿片撲滅と健康の日）とされた。阿片の害についての演劇や映画などを製作し、保健授業のなかで危険性について警告すべきだ、といった提案が記録にあつた。

四回目は「拒毒育家日」（阿片撲滅と家庭の日）と呼ばれた。この日の提案は全て、啓蒙活動に女性の参加を求めていた。

性による「拒毒協会」を組織する。女性を対象とする、阿片禁止のための雑誌を発行する。女性に対して、阿片（乱用）撲滅のための宣誓をするよう要請する。

「」で、すでに一世紀以上前から、乱用撲滅に女性の果たす役割が強調されていることを我々は覚えておくべきだ。

五日目は「拒毒救災日」（阿片撲滅と苦悩の軽減の日）であり、外国の在外公館に対し、（阿片乱用防止について）講演を依頼し、宣誓をする場所としてのホール提供を要請している。この当時、上海における各国の公館が大きな影響力を持っていたことがわかる。これらの公館は「租界」にあった。

六日目は「強種日」（民族を築く日）とされた。この日、「外國の麻薬が中国にもたらす危害について知らしめる」ことや、そのため「阿片禁止宣伝協会を組織する」ことなどが提案された。

最終日は「國家繁榮」とのテーマが与えられた。もうろろの提案は、啓発の幅広い活動を継続していた。

「学校の朝礼の際に、阿片（乱用）の害悪について説明する」とこと、「学生のグループを各地域に派遣して啓発を行なう」、「阿片禁止に関する討論やエッセイコンテストを企画」し、さらには「阿片禁止を目的とするレクリエーション団体を設立」、「学生たちに（月刊誌）『阿片』の販売で競争させる」などであった。

その三〇年後

初頭に遡って、学ぶところが多いのではないか。それはまさに、今こそ手がけなければならないことについての、過去からの助言であるからだ。我々の直面する状況が、手遅れになる前に。

私の手もとに、一九五三年五月、ニューヨークで開かれたアヘン会議の古い黄ばんだ文書の束がある。

当時のハマーショルド国連事務総長が開会式に臨んでいる。その年四月に就任したばかりだから、事務総長として最初の仕事のひとつであった。彼が一九六一年、コンゴ動乱の停戦

調停に向かう途中、搭乗していた国連チャーター機の墜落により悲劇的な死を遂げたことはよく知られる。

ハマーショルドはアヘン会議の開会にあたって演説をした。この時代、発展しつつあった合成麻薬の重要度にふれつつも、今もってモルヒネやヘロインも含むアヘン系の麻



(1901年)

今日の薬物乱用防止の啓蒙活動の萌芽を、すでにここで見ることができる。

日本を含め世界各地で、若者たちが麻薬密輸をする輩の標的にされている。後戻りできなくなつてから、薬物乱用がこんなに危ないものだと知らなかつたと、異口同音に言う。我々は一世紀前の先駆者たちの懸命な努力を想起すべきではないか。

今日の日本においても、若者に対する薬物乱用防止活動のさまざまな試みが模索されている。一〇〇年近く前の先駆者たちのことを、覚えておきたい。

国連において麻薬委員会が、条約に規定される「供給」規制のみならず、薬物乱用の「需要」削減について系統立った声を上げたのは、一九八〇年代も半ばになつてからなのだ。

一世紀前、先駆者たちは、中国全土にわたつて広がつてゐた膨大な麻薬（当時は主にアヘンである）依存者の人口を目の前にして、苦闘を続けていた。

彼らは、「防止」と「教育」が鍵であることを知つていた。同時に革新的かつ現実的である必要があつた。その前には、手引きとなるようなことを教えてくれる人々はいなかつたし、「供給」制限と「治療」のみを行なつっていたのでは充分ではなかつたからだ。

今日、我々は過去における努力から、それも一九〇〇年代

薬がもつとも使われ、人類に恩恵とともに、「命取りになる惨禍」をももたらす、と述べた。

事務総長は、すでに三〇年以上前に、国際「連盟」がアヘン問題を根幹から解決する必要性を訴えたが、原料アヘンの国際規制に着手したのは第二次世界大戦前夜になつてのことだつたと指摘した。そしてアヘン会議での具体的な進展に期待を寄せた。

ここでやや詳しく述べてきたのには、理由がある。ひとつには、中国が禁止した後も、列強が極東に持つ植民地では長年、アヘン吸引は合法だつたことがわかるからである。諸国はアヘン禁止を漸進的に進める方針をとつていてからである。中国の代表によつて指摘された。ちなみに、この頃はまだ中国を代表していたのは中華民国であった。

一世紀前に中国で行なわれた、薬物乱用防止の先駆的な活動が困難を極めたことは先に述べた。ひとつの国の中で禁止されていても、まわりからの流入が容易であれば、乱用防止の努力は報われることが少ない。

また、この会議に限つたことではないが、原料アヘン生産国、麻薬製造国、消費国、それぞれの思惑もあり、往往にして妥協を強いられる場面も多かつた。日本代表はこう述べている。「国際的なレベルでこの問題の根本に対処しようとするとき、当々主義は理想と現実とのバランスを取る努力をし、過剰な妥協は戒めるべきである」。

条約にみる乱用防止と教育について

ここで、今一度、条約について述べる。それまでに締結された多くの麻薬規制条約を統合した、一九六一年の「麻薬に関する単一条約」に、薬物乱用に関する条項がある。單一約は一九七二年の議定書によって改正された。

おもな目的は、より有効な国際統制を図るために、準司法的機能をもつ国際麻薬統制委員会（INCB）の権限を強化することなどにあった。

改正されたなかに、もともとは薬物「中毒者に対する措置」と題された条項があった。第三八条である。「滥用に対する措置」と変更された。改正前は、「治療」と「保護」と「更生」のみが書かれていた。

そこに、薬物「濫用の防止に特別の考慮を払い」、「濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見」、さらに「教育」と「社会復帰」のために「あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力する」義務が付け加えられたのだ。

国際社会の共通の認識の現れである。

思うに、多くの国はこれを忘れていたのではないか。いや、議定書を批准するときに見落とすはずはないから、つまるところ、特に「防止」と「教育」について、結果的に軽視してきたのではないか。規制・取締りにかけるのと同等の時間と労力と費用を、多くの国は教育・啓蒙にかけてこなかったのではないか。

ではないか。

ここで繰り返し強調しておきたいのは、条約違反だからといふ技術的な議論をしているわけではないということだ。ある薬物に害がないことが判明すれば、規制から外せば良い。その手立てはあるのだ。そうでない場合、別の理由で合法化するのは、短絡的、かつ無責任ではないだろうか。いま少し掘り下げる。

例えば、昨年、二〇一八年に大麻の限定期法を行なったカナダ政府の考案のひとつが前述の議論である。犯罪組織により、とりわけ若者たちの間で大麻の使用や所持が極めて深刻な問題になった、との認識が背景にある。

政府はさらに、大麻が若者の手に入るのを防ぐ一方で、大人には合法大麻を入手可能にすることを、新たな大麻法の目的として挙げた。

かといって、大麻の有害性 자체を否定しているわけではない。要は、若者たちには使用させないが、大人には相思なものでない大麻を与える、というわけである。そこには細かく厳しい規制を課すのだ。

しかし、長い目で見れば、いや、そうでなくとも、直ちに問題が続々と現れてくる。

大麻は組織犯罪の資金源となっていた。これまで非合法であつたものを、合法とするならば、取締り当局の仕事は少なくなるかもしれない。だが、大麻自体の危険性は変わらない。

ではないか。

これが近年、一九八〇年代から九〇年代には起きていた、各種さまざまの合法化の議論をひもとく鍵となる。

新たな論点——麻薬合法化論など

今日、麻薬の合法化をめぐる、結局は無責任となる議論が国際的に語られることがある。合法化というとき、それは娛樂目的の使用を意味する。議論は極めて広範囲にわたる。

一方で、麻薬の生産と不正取引は厳格に禁止するが、娛樂目的の所持は犯罪として刑事罰は科さない、という意見がある。他方で、何であれ、薬物の生産、製造、取引、所持と使用を誰にでも認める、という極端なものまであった。

もちろん、後者は全くもって除外であるけれども、ここでは、現実の問題となってきた大麻に関して考えてみたい。

ちなみに、いずれの薬物規制条約も刑事罰を伴う犯罪としなければいけないと言っているわけではない。

合法化の理由はさまざまである。その中には、「犯罪組織が得ている莫大な不法収益を防ぐために、国が限定販売をするべき」などという議論があることは、すでに連載の最初で述べた。

世界には、実際にその動きをする国がある。条約違反である。そもそも身体に害があつて、身体的・精神的依存をおこす薬物を、医療目的以外で国家が国民に提供してはならない

また、組織犯罪の上位をはねるがごとき行動を、国家がして良いものか。

合法化をめぐる議論はさらに複雑であるが、ここでそれに踏み込む余裕はない。肝心なことのみ述べる。

この議論の背景には、やむにやまれぬ、という状況に至ったという認識がある。

しかし、ひとつ抜けてはいられない。先程述べた、麻薬單一約の第三八条を思い出してもらいたい。なにゆえに、規制をして取り締まるか、それを外して自由に娯楽用の使用を許可するかの二者択一なのであるうか。なぜそこには、予防のための教育が入ってこないのか。啓発活動に重きをおく考えがないのか。一世紀前に、我々の先人たちが考えたように。

青少年には与えないといえども、彼らは成人すれば娯楽としての使用は良いのだと思うに違いない。酒や煙草のように、組織犯罪の収入源にならないよう、といったところで、連中は危険だが馬鹿ではない。直ちに別の財源を確保する道を探るのは、歴史が証明している。

また、大人には娯楽のための使用を認め、などといえば、教育・啓発の効果は薄れるばかりはない。

この国に、教育が充分その効果を上げないからといって、試験でカンニングを認めるところがあるだろうか。

合法化の話ではないが、かつて、特に東南アジアの国など

で、薬物乱用者のため注射針を提供するプログラムについて

述べたことがある。いうまでもなく、あまりにも薬物乱用が蔓延して危機的状況にある国々での話だ。注射針を共有することによるHIV/AIDSへの感染を防ぐという試みである。その時、私はUNODC東アジア・太平洋地域センターの代表で、現場を見てきた。

私が常々語っていたのは、これは麻薬規制の話ではない、人の命を救うためのものだ、ということであった。恐らくは周知の通り、多くの東南アジアの国々の刑務所は、往往にして超満員で、大人も子供も一緒に収容されている場合があった。そこで、あるいは他の場所で、勧められる薬物を断るのは、至難のわざであるに違いない。注射針を共有しなければ、命が助かるかもしれないのだ。

そういう時に私が言っていたのはこうじうことだ。泳ぐことが禁止されている沼がある（薬物乱用禁止）。そこで溺れている人を見つけたと（雇用者がいた）。違法なことをしたと咎めたところで、全く意味はない。ますに先に、命を救わなければならないではないか。しかし、ほかの人間がその沼に入ろうとするとき、それは押しとどめなければならない。予防・教育が不可欠な所以である。

さすがに我が国ではそういうことになりはしない。しかし、日本においても、大麻の不法栽培は跡を絶たないし、インターネット上などで、大麻は有害ではないという誤った情報が流れ、大麻の乱用を容認する風潮さえ見うけられる。

幕末の日本人への脅威であつたに違いない。

こうした記述などから、すでに幕末の人びとにとつて、アヘンをめぐる國際情勢と乱用のもたらす害毒が周知のことであつたと思われる。

その結果、安政五カ国通商条約（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、ロシア）では、アヘンの輸入は禁止された。日本修好通商条約に、こうある。「阿片の輸入嚴禁たり」「もし亞墨利加商船三斤以上を持渡らば其過量の品は日本役人是を取り上へし（もしアメリカ商船が三斤以上を持ってきた場合、超過分は没収する）」

こうして、幕末から明治にかけての日本には、厳格な薬物規制の体制を創り上げる素地ができていた。

だから明治以降、日本は厳しい麻薬規制の法体制を維持してきた。

一〇〇年前、我が国では幸いなことに、麻薬の乱用はほとんどみられなかつた。一世紀後の今、そうではない。

国連で勤務を始めた一九八〇年頃、日本の社会は他国とは違うのではないかと思っていた。地域コミュニティがあり、

そこでは、おとなたちが地域の子供たちを見守つて、麻薬などが入り込む隙はないのだろう、という印象があった。もはや、そうではないようだ。

日本では覚醒剤の大罠密輸事犯の摘発が相次ぐ。二〇一二年間連続で押収量は一トンをこえたと報告されている。我が國

繰り返すが、麻薬は、規制されているから危ないのでない。危ないから規制されているのだ。世界で起つてきただことは、日本でも起つて得る。

世界の中の日本

幕末に書かれた『鴉片始末』という書物がある。原著者は仙台藩出身の齊藤馨（竹室）である。国防に強い関心を抱いていたとされる。アヘン戦争終結後もなく書かれたようだ。刊本は一九三七年になって発行されているが、幕末には多くの写本が作られたと伝えられる。その頃の日本人に競って読まれたようだ。当時の常として、漢文で書かれていた。

『鴉片始末』はこう始まる。「漢士（中国の意）において鴉片煙行（吸煙）三百餘年」と。

また、日本の元文元年（一七三六年）には、清の乾隆帝が、外国人による中国へのアヘン販売（輸出）と国民が食（吸煙）するのを禁じたと記す。アヘン戦争（一八四〇年～四三年）の始まる年に一〇〇年以上前のことである。

そうして、アヘン戦争の全經過を簡潔かつ詳細に伝えた。動員された兵士の数や、個別の戦闘において使われた大砲とその砲弾数、地名まで詳細に採録している。緻密な情報収集ルートがあったのであろう。

終わりに、なにゆえに強大なはずの清国が敗北したかを、腐敗が横行していたことにも具体的にふれて、論を展開した。

での乱用者の摂取量一回分は、通常三〇ミリグラムから五〇ミリグラムと言われる。反復使用し耐性が生じると、使用量が愕然とするほどに増えて、一〇〇ミリグラムを優に超える量を摂取する者がいるとのことだ。だが、そうとしても、一トンというのは少なくともざつと一〇〇〇万回分になる。おそるべき数字である。

しかし、覚醒剤の供給が不足しているとの情報はないようだ。これだけの押収量があつても、末端での値段が上がつていいのだという。監視網をぐぐり抜けて相当量が流入していると考えざるを得ない。

歴史をひもとけば、不正な供給が乱用を引き起こしてきた事例には事欠かない。アヘン戦争の時代からしてそうではなかつたか。逆もまた真である。娯楽目的の薬物使用を許す環境が生まれれば、組織犯罪はそこにつけ込んできた。だからこそ、今この時代、未来を担う若者たちのために知恵を絞らなくてはならない。

あとがき

この連載では、一世紀前の史料を渉猟し、まず「過去から」の物語を探し出して、稿を起つとした。

その後、麻薬をめぐって世界で起きた事柄を軸に、麻薬の現代史をスケッチを描くようにして語ってきた。

正規ルートからの麻薬などの横流し、その後に続く密輸、

それに伴う乱用の系譜があった。これらの問題への、国際社会のさまざまなる対処の原点は、常に過去にあった。

舟を漕ぐように後ろを見据えつつ進まなければ、目指すべき方向も定められず、真っ直ぐに進むこともできないのだ。

麻薬規制の国際条約体制がどう始まつて、どのように進化してきたか、今日の世界で何が起こっているのかを、読者諸君にはまず知つてもらいたいがために「過去からの物語」を掘り起こした。過去にあった事実を知ることによってのみ、我々は舟の進むべき方向を決め得るのだから。

麻薬犯罪の取締り、（貧しきゆえに麻薬を生産する植物を作られたきた）山岳地帯の農民を支える持続可能な代替開発、薬物乱用を防ぐための教育と啓蒙活動、それらはすべて、一世紀前に試行錯誤を重ねた先人たちの植えた種に、その原点がある。

そこには、国境を越えた具体的な協力体制が必要であった。国際犯罪組織が狙うのは常に、規制が充分ではない無防備な地域であり、乱用防止活動が充分に浸透していない国々であつた。歴史の証明するところである。

「歴史とは、現在と過去との間の尽きることのない対話である」（E・H・カー）ならば、時を超えて過去の出来事と先人たちのたどった道筋での物語を我々は掘り起こしつつ、自問しなければならないのではないか。

今こそ、「過去からの物語」に学ぶべきである。そのいす

れの事態にも再び陥らないようにするために。

医療麻薬について、繰り返している。麻薬や向精神薬は「医療用」には必要不可欠なものである。日本では（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主導してきた「ダメ。ゼッタイ。」という運動がある。「一九八〇年代から続いていて、効果を上げてきた。これは、「乱用」はダメだという意味である。なにも麻薬が悪だと言っているわけではない。そこを間違えてはいけない。医療用の麻薬や向精神薬は、適正な使用を確保しなければならない。

組織犯罪の麻薬不正取引への複雑な闘争が、一方にある。他方で、それに対処するには、取締りに加えて、薬物乱用という需要を減らさなければならない。それは、ひとりひとりが自分事として関心を持つことから始まる。

* * *

三〇年ぶりに日本へ居を移して、ときには依頼される講演の最後を、私はたいていこう締めくくる。日本の若者たちが薬物の乱用を始めないことが、地球の反対側で命をかけて取締りにあたる人たちを救う道につながる、第一歩なのだと。

そのとき私は、かつて国際オペレーションを開始した際、麻薬組織からの脅迫ゆえに身を隠さなければならなかつた、コロンビア政府担当官であった友人を思い起こしているのだ。一世紀前に先人たちが築いた道筋を、今、我々は見失つてはならない。